

2019 年度

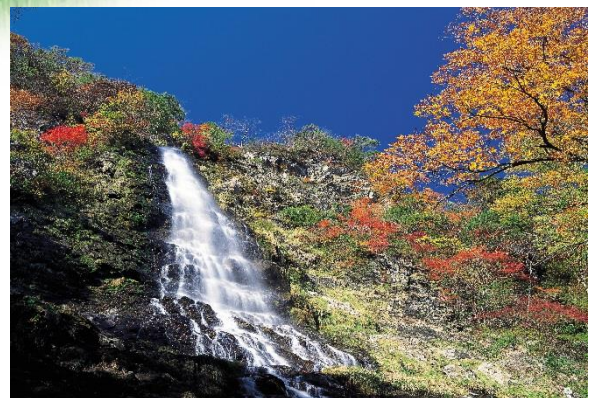
養父市地域おこし協力隊募集要項



あなたの才能を



養父市はもとめています。



兵庫県 養父市

2019年度 養父市地域おこし協力隊募集要項

養父市は、平成26年5月に国家戦略特区に指定され、高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題に対し、市民、参入事業者及び行政が連携し、農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化、6次産業化の推進などを実践し、輸出も可能となる新たな農業ビジネスモデルの構築を図ろうとしています。その他、地域が抱える課題の解決に向けて取り組んでいるところです。

そこで今回、地域おこし協力隊として、農業分野や地域支援の分野で活動してくださる方を1人募集します。

地域課題の解決に向けた新たな活動に積極的に取り組んでいただき、地域に活力を与え、魅力あるまちづくりの実現に向けて活動していただけることを期待しております。

1. 業務概要

行政、地域住民及び関係団体と協力、連携し、次のような「地域おこし活動」をしていただきます。

(1) 国家戦略特区（農業特区）に関する活動

耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化、6次産業化の推進など農業分野における活動を行う。

- ・特定事業者（特例農業法人）と連携した取組
- ・耕作放棄地の解消に向けた取組
- ・付加価値の高い農産物の生産
- ・農業ビジネスの構築、起業に向けた取組

(2) 地域支援に関する活動

地域の課題解決に向けて、隊員の知識、技能、経験を活かした活動を地域団体や自治協議会と協力、連携して行う。

- ・朝倉山椒の振興に関すること、八鹿浅黄の振興及び加工等に関することなど、自治協、生産組合等が生産する農産物・加工品の情報発信、プロモーション活動、販路開拓活動
- ・移住定住促進や子育て支援等に関すること
- ・ジビエを養父市の新たな産業にするための取組みに関すること
- ・移動販売等による高齢者等福祉支援に関すること など

(3) 自伐型林業の実践と普及活動

本市の面積の84%を占める森林資源を活用して、本市が新たに取り組む「自伐型林業」のモデルチームとして、林業の実践を行うとともに、自伐型林業の普及活動に取り組む。

(4) 間伐材をはじめとする森林資源を活用した地元木材の利用促進

(5) 林業を軸とした将来的な半林半Xの実現

○自伐型林業とは

…山主や地域の住民が所有や管理する山林を自分たちが育て管理していく林業。チームで活動し、地域の山で森林作業道をつけ、間伐を行い、木材を搬出して販売する、持続可能な林業を経営するもの。

2. 募集対象

- (1) 2019年4月1日現在で、年齢が20歳以上 概ね45歳以下の方。(性別は問いません。)
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。(ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。)
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深める意思のある方。
- (4) 林業の技術向上のため、自ら意欲的に研修や業務に取り組んでいただける方。
- (5) 山での木の伐採や搬出等の仕事を安全にすすめるため、仲間と協力しチームワークを大切にできる方。
- (6) 木材をはじめとする森林資源の活用に、積極的に取り組んでいただける方。
- (7) 契約期間満了後に養父市内で起業、就業して定住する意思のある方。
- (8) 自らの意思及び責任において活動を実施できる方。
- (9) 自らの力で生活を維持することができる方。
- (10) 契約期間を全うする意思のある方。
- (11) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (12) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している(ペーパードライバーでなく、実際に運転できる)方。
- (13) パソコン(ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など)の一般的な操作のできる方。
- (14) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

3. 募集人数

3人

4. 活動地域

養父市域全域

5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数

※一か月単位で判断します。

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間

7. 活動期間

- (1) 委嘱日から2020年3月31日まで

※活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、最長で3年まで延長します。

8. 報償費

月額 166,000円

※ただし、予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

9. 待遇等

- (1) 本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。
- (2) 社会保険には各自で加入してください。
- (3) 確定申告は各自で行ってください。
- (4) 本市までの交通費、引越しに必要な経費は自己負担となります。
- (5) 活動期間中の住居は、各自で準備してください。ただし、入居に際し必要となる敷金、礼金は市が支払います。
- (6) 毎月の家賃は、既定の範囲内をもって市が全額負担します。
※ただし、食費、光熱費、通信費、駐車場代、町内会費等は各自で、ご負担いただきます。
- (7) 田舎暮らしには、通勤や買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。
※隊員活動、生活にかかわらず、市からの車の貸与はありません。
- (8) チェンソー、チェンソープロテクションウェア、レインウェア、ヘルメット、作業着（夏用、冬用）、長靴など基本的な装備は貸与しますが、それ以外のもの（発汗性の高いアンダーウェアなど）は自己負担で用意してください。
- (9) 活動に必要な、消耗品等は協議のうえ、購入します。
- (10) 市が必要と認めた研修旅費については、本市の旅行規定に基づき、予算の範囲内で支給します。

10. 募集期間

2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）まで

11. 選考方法

≪第1次審査：書類審査≫

下記の①から④の書類（※④は任意提出）を準備し、郵送または直接、提出してください。

①「2019年度養父市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「活動の計画」、「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等

の資料や商品開発、研究成果資料等

《第2次審査：個人面接》

第1次審査合格者を対象に開催日時、場所等をお知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

【問い合わせ・応募先】

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

養父市役所 市民生活部 やぶぐらし課

電話 079-662-3172

E-mail yabugurashi@city.yabu.lg.jp